

19 【④分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用するとともに、迷惑メールの動向を把握すること等により、同法の効果について評価する。また、国際的な整合性・協調体制の重要性等も踏まえ、「オプトイン方式（不招請勧誘の禁止）」の迷惑メール対策としての有効性について注視するとともに、送信ドメイン認証技術を始めとする技術的対策の普及促進等について検討する。[平成18年度以降継続的に実施する。] 19

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>迷惑メールの対策については、平成17年11月に施行された改正迷惑メール法により、送信者情報の偽装行為に対する刑事罰の導入を始めとする規制強化を図ったところ。総務省では同法を厳正に執行し、警察からの法的解釈に関する問合せへの対応等を通じて、違反送信者の摘発に積極的に協力している。</p> <p>（摘発例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年5月 千葉県警が東京都内の男性を逮捕。</li> <li>平成18年8月 大阪府警が大阪市内の元会社社長等を書類送検。</li> <li>平成19年1月 千葉県警が東京都内の会社社長等を逮捕。</li> </ul> <p>また、近年国境を越える迷惑メールが世界的に問題となっていることを受け、総務省では諸外国政府等との国際連携を積極的に推進している。具体的には、平成17年4月に韓国、中国などアジア地域の国々と覚書を締結する一方で、昨年5月にはフランスと、9月にはイギリスと、10月にはカナダと迷惑メール対策における協力推進についての共同声明にそれぞれ調印するなど、欧米諸国との協力も推進している。</p> <p>さらに、有効な迷惑メール対策技術（25番ポートブロック、送信ドメイン認証技術）の法的な留意点を、HP等を通じて公表し、事業者及び業界団体等への普及を促進した。</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●迅速性・機動性 迷惑メール法違反の捜査において、総務省は警察からの法的解釈等の問合せに迅速に対応し、結果として摘発に結びついた。また、事業者の技術的取組を促進するため、迷惑メール対策技術の法的な留意点をHP等で公表した。さらに、近年国境を越える迷惑メールが問題となっていることから、欧米諸国と共同声明を締結し、国際連携を強化した。</li> <li>●有効性 迷惑メール対策技術の法的な留意点を公表したことにより、事業者の一層の取組が期待でき、すでに多くの事業者が導入を開始している。Sophos社（英）の調査によれば、日本は平成17年には世界9位の迷惑メール発信国であったが、平成18年は13位以下となっており、日本の迷惑メール対策が一定の効果を上げていると考えられる。</li> <li>●関係省庁間の連携 「特定商取引に関する法律」を所管する経済産業省とは、「迷惑メール追放支援プロジェクト」等を通して連携を図っている。</li> </ul> <p>【監視（今後の取組み）】</p> <p>関係機関との連携を一層強化し、悪質な迷惑メール法違反送信者の摘発を推進するなど引き続き迷惑メール法を厳正に運用するとともに、迷惑メールの動向把握等を通じた同法の効果の評価を行う。また、引き続き国際的な整合性・協調体制の重要性等も踏まえ、「オプトイン方式（不招請勧誘の禁止）」の迷惑メール対策としての有効性について注視するとともに、技術的対策の普及促進等について検討する。[平成19年度以降継続的に実施する。]</p>

